

夜間金庫規定

1. (利用目的)

この夜間金庫は、取引店における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

2. (利用方法)

- (1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受け入れることのできる証券類(以下「証券類」という。)を当行所定の夜間金庫専用入金帳(以下「専用入金帳」という。)および通帳等とともに当行所定の入金袋(以下「入金袋」という。)に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、専用入金帳の入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。
- (2) 入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取ってください。

3. (預金への受入処理)

- (1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当行所定の手続により確認のうえ、指定の預金口座に受け入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
- (2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金の受入金額は当行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうへは、当行は責任を負いません。

4. (入金袋等の返却)

入金袋ならびに通帳等は当行の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

5. (鍵の保管等)

- (1) 投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。
- (2) 入金袋の鍵正副 2 個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当行が保管し、入金袋の開閉に使用します。

6. (鍵、入金袋の喪失、き損)

投入口鍵、入金袋および入金袋鍵を失ったとき、または毀損したときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

7. (取扱手数料等)

- (1) 夜間金庫のご利用にあたっては、当行所定の取扱手数料をいただきます。この取扱手数料は、利用契約の基本手数料と入金袋に封入する専用入金帳の発行手数料とがあります。
 - ① 基本手数料は、契約期間を月割りし、4月・10月の当行所定の日(当日が銀行の休日に当たる場合には、翌営業日)に、4月から9月(または10月から翌年3月)までの6カ月分を前払いするものとし、利用者が指定した預金口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書、または小切手によらず払戻しのうえ、基本手数料に充当します。
なお、契約当初の基本手数料は、契約時に契約日の属する月を1カ月としてその月から9月(または3月)までの基本手数料を、月割り計算により、契約日に支払ってください。指定預金口座の残高が、支払日において引落金額に満たない場合には、直ちに入金してください。万一、入金が遅延したときは、入金後いつでも、この口座振替の方法で自動引落しすることができるものとします。
 - ② 専用入金帳の発行手数料は、入金帳発行の都度支払ってください。
- (2) 取扱手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の取扱手数料は変更日以後最初に支払う月から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月

の翌月から前払いした月までの基本手数料を月割り計算により返戻します。解約があった日までに発行した専用入金帳の発行手数料は、入金票の未使用分があってもお返ししません。

8. (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。
また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じて、当行は責任を負いません。

9. (解約等)

この契約は、本人または当行の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、投入口鍵、入金袋および入金袋鍵を直ちに取引店へ返してください。

10. (譲渡・転貸等の禁止)

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。
なお、投入口鍵、入金袋および入金袋鍵についても同様とします。

11. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

以上